

口の貯蓄預金貸付金の類は一切之を營まず當坐預金の如きも無利子といふ次第である(但し定期預金には利子を附し送金は本邦を始めその取引ある各國何地への分も之を扱ふ) 數多此地外國銀行の内には蓄貯銀行もあるし流石先進國丈けありて種々の金融機關はあるが兎角種々の事情よりして多數同胞が利便の用にならない桑港には同胞有志の組織せる日米金融社なるものありて専ら準銀行の業を營み居り取引の大小に拘らず總べての預金貸付金殊に日本向送金は同地の正金銀行支店と特約して極めて確實便利に之れ等を取扱ひ日に増し信用を博せるものから目下在桑我同胞間最要の金融機關となりてをる今其營業案内なるものを得たるを以て左に之れを掲ぐ

○日米金融社營業案内

本邦地方爲換送金手續

一本社は今般横濱正金銀行桑港支店と特約し日本向送金事務取扱仕候

一當米國地方在留の諸君にして本邦内地に御送金の節は桑港拂銀行手形郵便爲換券或は運送會社の「モニオルダー」(Money order)を手紙と同封にて御送附相成度候

一ウエルス、ファーゴエキスプレス會社 (Wellsfargoexpress Co)の現送金は申込書と同時に到着せざるのみならず折々名前に誤謬有之取扱上甚だ不都合に付可成は「モニオルダー」を以て

送金相成度候

一金貨或は銀貨を郵便にて送付せらるゝ事は途中甚だ危険なれば紙幣を封送相成度候

一桑港以外の地に於て仕拂の諸手形を以て御送金の節は取立料を亦た加奈陀の貨幣は割引料を申し受くべし

一銀行郵便局或は通運會社にて本社宛爲換御取組の節は手形又は爲換券の番號月日銀行名稱等委細に御控置可相成後日當店に着

不着を御問合の節は何月何日便にて送金と委敷御通知相成度候

一本邦内地に送金御依頼の節は受取人住所即ち縣郡村字番地姓名等並に差出人の姓名を明細に楷書を以て御認め相成度候受取人

名宛等一字たりとも誤あるときは本邦郵便局に於て仕拂不申候

一差出人現住所は英字を以て委敷御記載可相成候

一本社に於て送金申込を受けたる時は其の日の相場を以て日本通貨に換算の上送金の手續をなし其都度領收證を郵便にて送附すべし

但し差出現住所記載なきときは領收證送附せず

一若し受取人姓名宿所に誤謬ありし爲に先方へ着せざるときは必ず領收證の番號を以て御問合可相成候

一本邦への送金は日本金五圓以上取扱申候又可相成は出帆日二日前迄に御申込相成度候

一端爲替を取組の上更に拂戻方請求相成候ても本社に於ては一切仕拂不申候

一受取人差出人は一人に限る

一本邦へ爲換申込用紙は御請求次第御送附可仕候

預金の事

一貯蓄預金 米貨金壹弗以上 利息 年六分

一特別當座預金 同 金拾弗以上 同 同

一定期預金 同 金拾弗以上 同 (三ヶ月以上年六分六ヶ月以上年六分一ヶ月以上年五分)

但し預け入の節は印形持參相成度尙は引出の時には必ず證書裏面へ御記名御調印の事

一本社に貯蓄預をなさんとする諸君には當方より貯蓄預金通帳相渡可申候間其都度右通帳御持參被下度候

一貯蓄預金は米貨壹弗以上何程にても取扱可申候御入用の節は通帳御持參の上御請求可有之何時にても拂戻可申候

一預金證書は凡て書留郵便を以て送附可仕候間若し御落手なき時は一應郵便御取調被下度候

一本社預證を萬一紛失せし時は直に保證人連名にて御届出相成度候當方に於ては當地に發行の二新聞に一週間づ、廣告し三ヶ月を経て尙發見せざるときは本社の承認する保證人連名にて仕拂御請求可被成候

(但し廣告料其他の入費は預金より差引)
貸附金の事

一 貸附金は抵當、信用貸等可成的低利を以て御融通可申候
一 抵當品種類は諸公債證書、株券、及び其他有價證券類

尙は北米合衆國領内各地 (布哇、ポートルコ及比律賓をも含む) へ
送金せんとする場合には同政府の郵便局につきて郵便爲換 (マネ
ー、オーダー) を取組むに如くはなしである
今その規則の要點を左に摘記しやう

- 一 合衆國領内各地間郵便爲換料
- 金高二弗五十仙以下 三仙

- 金高二弗五十仙以上五弗以下 五仙
 - 同 五弗以上十弗以下 八仙
 - 同 十弗以上二十弗以下 十仙
 - 同 二十弗以上三十弗以下 十二仙
 - 同 三十弗以上四十弗以下 十五仙
 - 同 四十弗以上五十弗以下 十八仙
 - 同 五十弗以上六十弗以下 二十仙
 - 同 六十弗以上七十五弗以下 二十五仙
 - 同 七十五弗以上百弗以下 三十仙
- 一、爲換證書一枚 (一口) の金高は百弗以下に限る此以上の金額

は之れを別通(別口)に追加すべし

一、爲換證書の効用は其證書面(振出)の日附より四ヶ年限にして爲換金の請取に此期間内になす事を要す

十五 歸朝并再渡航に關する注意

歸朝者は歸着の上その旅券を返納すべき規則になりてを而して再び渡航せんとするものは最初同様の旅券下附出願の手續をなさねばならぬ而かも矢張り面倒が多はいゆる斯かる企望を有するものは歸朝の際その地の帝國領事館に到りて(領事館なき地は公使館)領事(又は公使)の居住證明書若しくは業を營めるものは營業證明書を獲ることを要す蓋し再渡航につき旅券下附出願の節これらの證明書

を添ふるときは比較的易く旅券を下附さるゝのである右の證明書を獲んとする手續は至極簡便でその書式も用紙も別段大した規定はないがその願書に領事(又は公使)の信用すべき保證人二名の連署若しくは證據物件(たとへば營業者の場合には其筋の營業免狀の如き)を添ふることを必ず要す今普通用ふる願書式の文例を左に示さう

○居住證明願

本籍地(旅券面の通り記すべし)

氏名

右者當米國何市何街何番に居住罷在候に付御證明被下度保證人連署を以て此段願上候也

年 月 日

右 何 某

證保人 何 某

同 何 某

何 地

帝國領事何某殿

(領事の奥書をなすためここに餘白を存し置くべし)

○營業證明願

本籍地(旅券面の通り記すべし)

氏 名

年 月 日

右 何 某

保 證 人 何 某

同 何 某

何 地

帝國領事何某殿

(領事の奥書をなすためここに餘白を存し置くべし)

現行の旅券規則によれば職業のため數次往復するものは歸朝毎にその旅券を返納することを要せず但し旅券を領收したる日より三年を

ス内案御シ應ニ會照御ハ細詳

道鐵井フタンサ

局本事工

Track Labor Department

440 Bradbury Building

LOS ANGELES, CAL.

Telephone Main 1437

道鐵井フタンサ

局支港桑

Track Labor Department

No. 5 Market St.

SAN FRANCISCO, CAL.

Telephone Bush 310

監督者

脇本勤
西村龍雲

一當米國大平洋沿岸ヲ通シテ果物園、
農作、漁業場等日本人ノ職業ハ澤山
アレモ實着ニ金ヲ蓄ヘ最モ安全ナル
ハ鐵道工事ニ勝ルモノ無ク別テ當
「サンタフ井鐵道」ノ特色ハ

一給金 ノ計算支拂ハ正確ニシテ假令當局ヲ出タル後
ト雖モ其行先ハ體ニ送金致シマス

一給給 労働時間ハ一日十時間ヲ、夏場ヨリ冬場十五
時間ニ短縮シテ、冬場ハ四時ヨリ六時ニシテ、

一賞與 豊年以上勤続シタル者ニハ、夏場五十仙以上五
弗迄ノ賞品ニ賞状ヲ添テ其年末ニ授與致シマス

一書簡 ノ當局へ着シタル時ハ本人ノ手許ニ間違ナク
届ク様極テ丁寧ニ取扱ヒ從テ諸般ノ問合モ迅速ニ通信
致シマス

一工事 年中絶間ナク氣樂ニ氣兼ナク誰ニモ容易ニ出
來ルノミナラス何時ニテモ入社差繰リハ人員ノ多少ニ
不係ニマスカラ望ノ方ハ上記ノ本支局ノ内へ申込メマ
其仕事先迄ハ特ニ無賃乗車券ヲ差出シマス

一信用 ナ重シ万事安全ニ確實ト懇切チ旨トシ當事業
ヲ永遠ニ維持シ同胞ノ福祉ト便利チ計リマス

一氣候 ハ當鐵道ノ全線ヲ通シテ冬ハ溫和ニ夏ハ却テ
暑カラズ至極順良ニテ別テ衛生上ニ非常ニ注意チ加ヘ
飲料水ハ凡テ検査チ經テ供給スル故水當リ又ハ風土病
等ニ罹ル憂ヒハアリマセン

折込ノ裏

附
録

○在桑港日本人

重要團體所在地
營業案内

●團體の部

キヤリフォルニア街
四二〇

帝國領事館

グリー街五二四

日本人協議會

グレイ街一三三三

加州慈惠會

ヘート街二二一

基督教育年會

パイン街一三三九

美以教會

グリー街七二五

福音會

パイン街一〇一〇

聖公會

ホーク街七〇八

佛教青年會

サクラメント街一四二〇

日本俱樂部

ホスト街四〇七

明治俱樂部

●會社の部

マーケット街四二一

東洋汽船會社

モンガモリー街三二八

三井物産會社

メーソン街三一七

日本釀造會社

●銀行の部

モンガモリー街五一五

正金銀行支店

附

録

ゲリー街五二四

日米金融社

●新聞社の部

ゴールデンゲート街
一一二

日米新聞社

パウエル街一〇一六

新世界新聞社

●醫師及病院の部

オツフアレル街三三二半

黒澤格三郎

ポスト街四〇七

西片朝三

パウエル街三二一

橋本修吾

デューボン街五〇五

松崎愛二

ブッシュ街五〇九

後藤徹

テラー街五〇二

立石穂太郎

キヤリフナルニヤ街
七一三

松丸病院

●事務所の部

マーケット街五三二

倉永事務所

マーケット街五

協本事務所

メーソン街三二七

石丸事務所

●商店の部

ファイフ街二二〇

富士商會

デューボン街五二三

駒田商店

オツフアレル街三三五

堂本商會

附

録

ゲリー街四二四

植田商會

マーケット街九一七

柴田商店

バツタリー街二〇七

井出商店

ゲリー街四〇三

日本商會

グラントアヴェ
ニュー

大和商會

カーネー街三三六

柴田商店

ポスト街二二四

朝日商店

デューボン街五〇五
五〇六

國産社

サター街

大和商店

ゲリー街四四二

清水商店

カーチー街三一六

甲斐商店

エリス街一二九

明治商店

エリス街一四二

吉井商店

マカリストター街三三六
三三八

美越商店

ゴールデンゲート街
一一四

東洋商店

ホーク街一五二四

太田商店

ファイルモア街一九〇九
一九一

紀泉商會

ブッシュ街五〇四

市橋商店

オツフアレル街七〇三

安井商店

ヴァレンシア街六四六半

旭商店

ホスト街二一九

山梨商店

ステヴェンソン街
五三九

芙蓉堂書籍店

パイン街五三二半

大坂屋菓子
書藉店

●洋服裁縫店の部

グリー街四二四

植田商會
裁縫部

同 街四三六

齋藤洋服店

ホスト街四〇九

前木裁縫店

グリー街四三八

久保田裁縫店

パウエル街四二四

淺井榎本
裁縫部

オツフアレル街四〇九半

沼田裁縫店

アツシユ街五〇六半

高木洋服店

デユボン街五〇九

萩村裁縫店

●寫眞師の部

パウエル街一四一

内山寫眞所

カーチー街五〇四

富川寫眞所

●運送業の部

グリー街四二四

植田商會
運送部

チャーチ街一一三

鈴川運送所

オツフアレル街
三三五

堂本
商會内 同 出張所

●洗濯業の部

フリーキン街一〇一八

金門洗濯所

ゴールデンゲート街
一五〇六

東京洗濯所

ファイルモア街二二二二

フエガチリツ
ト洗濯所

トウエンテイ
サード街三五〇〇

日没洗濯所

●旅館の部

スタクトン街八一〇半

大磯屋

ステヴェンソン街
四三七

井木不知火館

アラナン街二六〇半

同支店

ツエツシー街五二一

田村ホテル

ステヴェンソン街
五三九

熊本屋ホテル

ステヴェンソン
街四二三

日光樓

ツエツシー街
五二三八
五二三五

馬場 玉吉

同 街三五八

築紫館

同 街四六三

永本 要藏

オツフアレル街二三九

日の出

同 街五一五

南海屋

同 街五二六

さがみ屋

グリー街五八三

紀の國屋

アツシユ街五〇九

奈古旅館

●下宿屋(貸室)の部

アツシユ街八四九	堀 田	アツシユ街五二四	労働組合
サクラメント街九二九	大 河 原	グリイ街七二五	福 音 會
クウヰンスイー街一〇	武 藏 屋	ポスト街四二一	青 木
同 街二二	堀	パウエル街四二六	平 野
キヤリフナルニヤ街六二七半	松 尾	スタクトン街三一五	初 見
エツアイー街	山 崎	ホーク街一八〇八	貴 志
アエボン街五〇五	高千穂館	同 街一一四七	濱 田
ステゲンソン街五六四	藤 本	サター街一〇四六	中 央
シエツシー街四六三	永 本	ファイルモア街二二四二	宮 本
シエツシー街四六五			

●桂庵けいあんの部

●食事店しょじてん(料理屋れうりや)の部

エリス街一一〇	小 川 亭	エツアイー街二一一	東京洋食店
ポスト街四一六	千 代 志	シツクス街二三三	紐育洋食店
メイソン街三一七	菊 水 亭	●理髮店 <small>りはつてん</small> の部	
アエボン街五二三	大 黒 屋	パイン街五三〇	花 村
パイン街五三二	新 大 和	シエツシー街四六三	永 本
(以上日本食)		スマクトン街八一〇	村 田
オツフアレル街二五四	浪速洋食店	アエボン街五一二	中 堀
セカンド街一五三	柳澤洋食店	キヤリフナルニヤ街六四一	田 中
ミツシヨン街五三七	横濱洋食店	サクラメント街八二三	笠 畑
ゴールデンゲート街一二六	金門洋食店	オツフアレル街三〇七	井 上

附

録

マウエル街四一七	武岡	オツフアレル街三〇七	甲州湯
エツアイー街一一八	宮谷	デエホン街四四一	瀬川
エイアイー街角	音堂	●靴商の部	
デーラー街		ラーキン街八〇七	上原
デエホン街四四一	瀬川	フランクリン街一九	中島
同 街四一九	安達	シックス街四一八	清田
●湯屋の部		クラブ街四〇	田邊
スタクトン街八一〇	さくら湯	ラーキン街一三一九半	谷田部 孝
パイン街五三〇	片山湯	ヘース街五一一三	林
シエツシー街五二一	田村	エレブンス街一〇四	石田
サクラメント街八二二	紀和湯		

トウンテイース街 三三一五	吉田	アツキヤナン街一六〇五	白石
ミツシヨン街二二一八	谷田部 元	ホーク街一九〇八	棚町
同 街一一〇八	丸山 宇		
ヘート街四九二	押田	●在沙都日本人	
キヤストロ街五二三	太田	●団体の部	
ファイルモア街二二〇六	丸山 儀	オリンピックアブリース 四二九	帝國領事館
フチース街三三〇	半田	セカンド街二一六	日本人會
ターク街五一六	猪又	シヤクソン街四一八	傳道教會
キヤツプ街六二二	岡本	メーン街六二四	佛教青年會
ヴァーレンシア八一三	三苦		

●在沙都日本人

重要團體所在地
營業案内

●団体の部

- 帝國領事館
- 日本人會
- 傳道教會
- 佛教青年會

● 會社の部

シヤクソン街三〇八 東洋貿易會社

● 新聞社の部

シヤクソン街(第三十號室) 日本人誌社

● 醫師の部

シヤクソン街(第三十號室) 石崎診察所

フチース街二〇九 渡邊診察所

シヤクソン街五二二 關 診察所

● 商店の部

セカンド街二一六 古屋商店

同 街八〇二

古屋支店

シヤクソン街

さがみ屋

セカンド街二一九

秋元商店

シヤクソン街三一四

平出商店

ワシントン街二〇三

伊藤商店

エスラー街四〇九

松浦商店

フアースト街九一七

伊東商會本店

フチース街三一二

伊東商會支店

メイン街三一六

河原商店

同 街四〇二

河野商店

メイン街三一九

佐藤商店

メイン街三二〇

横濱商店

フチース街三一二

堀内商會

● 洋服裁縫店の部

メイン街二〇六

小澤裁縫店

同 街三一五(花月内)

荒井洋服店

同 街三〇五

源島村裁縫店

フチース街

(坂本下宿 屋下層)

福田裁縫店

● 運送業の部

エーツ街六〇五

さくら組

ワシントン街 (伊東商店内) 山本運送所

エーツ街六〇五

奥 田

エスラー街四一一

東京 館

セカンド街

岩辻寫眞所

シエフアーツン街

水戸野寫眞所

四一八

● 洗濯業の部

サード街二五二二

サビニゼット洗濯所

フチース街一四二六

セチー蒸氣洗濯所

シヤクソン街五〇八

佐本洗濯所

●旅館の部

シツクス街五〇三 日米館
 シエフアールン街 東洋旅館
 フイフス街四二二半 旭旅館
 フチース街三一二半 梅の屋旅館
 メーン街五〇五 紀の國旅館
 シヤクソン街 坂本旅館
 ウエスタン街一四四六 橋本旅館
 シヤクソン街三一六 常盤館
 同街三一四半 明治屋

シヤクソン街五〇六 富士館

シヤクソン街三一四半 星旅館

フチース街三〇九半 南部旅館

メーン街二一八半 亞米利加屋

メーン街二〇四 熊本屋

シヤクソン街三〇八 大北旅館

●柱庵の部

セカンド街(セントラルホテル第八十六号室) 日の出

シヤクソン街(ザンホテル三階一號室) 日米動所

同街(ザンホテル第一號室) 英米一郎

●食事店(料理屋)の部

メーン街三一五 花月樓
 フイフス街四二八 わさひ
 ワシントン街二二五半 ちとせ
 シヤクソン街二一〇 一力亭
 同街五〇四 壽亭
 ●理髪店の部
 シヤクソン街 保坂床
 セカンド街三〇六 扶桑床
 ●湯屋の部

メカンドン街角 中川湯

フイフス街角 河野湯

キング街角 岡村湯

フアリスト街角 吉田湯

シヤクソン街

○在晚香坡日本人

重要団体所在地
營業案内

●団体の部

ダンスマイヤ街角 帝國領事館
 シヨウシア街五四二 傳道教會

●新聞社の部
シヨウジツア街三四二 晚香坡週報社

●商店の部
ヘステイング街一〇九 内田商店

アーケード街五、六 濱村商店

●寫眞師の部
ロブソン街二二九 濱村寫眞場

●裁縫店の部
ヘステイング街一二三 田中裁縫店

●旅館の部

ウエストミンス
ター街九〇九 本間旅館

同 街二一四 青木旅館

パウエル街三三一 石川旅館

同 街二四〇 林旅館

同 街二三六 高野屋

セーマー街五二八 村宮旅館

カドバー街一五一 紀の國屋

ヘステイング街一〇九 内田旅館

カードバ街二七九 池田旅館

デユボン街二七 廣熊屋

ヘンダ街一五 一二三樓

ヘンダ街角 アボト街角 村上旅館

●料理店の部
ヘンダ街一五 一二三樓

デユボン街三七 南海樓

○在布哇
ホノル、日本人

重要団体所在地
營業案内

●団体の部

スアヌ街 帝國領事館

マーチャント街
(キヤンベルフロック二階) 同 日本商人會

スアヌ街 日本人教會

クク井街 美以教會

●銀行の部

キング街 正金銀行

グインヤード街 京濱銀行

●新聞社の部

スミス街 布哇新報

ホテル街 新日本新聞社

スミス街角 やまご新聞社

附

録

ホノル、新聞社

●醫師及病院の部

リリハ街 日 本 人 慈 善 病 院
 ノアヌ街 (ホワイトハウス山隣) 内 田 重 吉
 ヴインヤード街 勝 木 市 太 郎
 リリハ街 二 宮 禎 吉
 アラケヤ街 毛 利 診 察 所
 ベルタニア街 小 林 診 察 所
 リリハ街 吉 川 武 雄
 ク井ン街 尾 山 瑞 雄
 キング街 小 川 雲 伯

●事務所の部

マリーチャント街角 米 國 行 渡 船 切 符 發 賣 事 務 所
 フチャント街角 中 山 事 務 所
 マリーチャント街 (キヤンベル) 乘 船 切 符 發 賣
 (ロツク二階) 小 澤 事 務 所
 ホテル街角 日 本 人 勞 働 取 扱 主 代 理 人
 スミス街角 牧 野 事 務 所
 スクール街 通 辨 人
 フチャント街角 勞 働 者 周 旋
 キング街角 横 尾 事 務 所
 ●商店の部
 キング街 尾 崎 商 店
 ホテル街 同 分 店
 スミス街角 濱 野 商 店

録

附

ホテル街 小 島 商 店
 ノアヌ街 同 分 店
 キング街 村 上 商 店
 マーチャント街 島 本 商 店
 ノアヌ街 高 桑 商 店
 ベルタニア街 能 澤 商 店
 キング街 管 商 店
 ホテル街 袋 田 商 店
 キング街 川 原 商 店
 ホテル街 淺 田 商 店

●洋服店の部

ノアヌ街 王 堂 商 店
 キング街 長 尾 商 店
 ノアヌ街角 千 屋 商 店
 ホテル街 廣 瀬 商 店
 キング街ステーション上手 吉 備 商 店
 ホテル街 高 橋 商 會
 ノアヌ街 木 村 商 店
 キング街 藤 井 商 店
 キング街 パラマ 醫 藥 及 書 籍 店
 ●洋 服 店 の 部
 キング街 パラマ 本 重 眞 壽 堂

ホテル街 洋田商店部
 キソグ街 パラマ 神谷分店
 ホテル街 廣川裁縫店

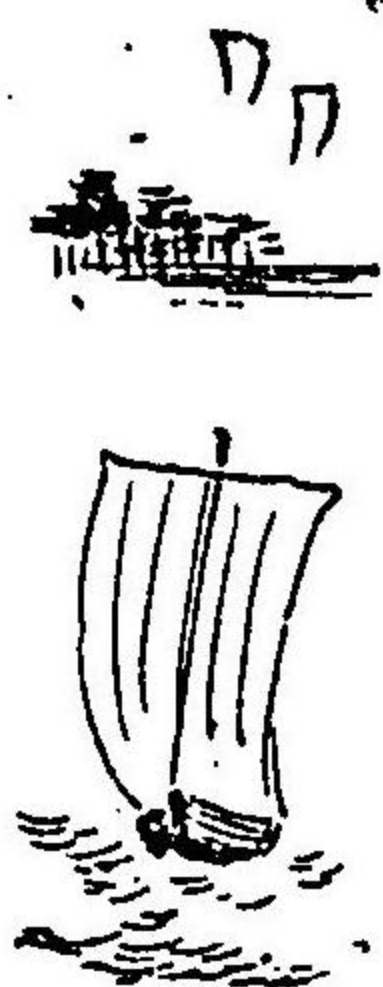
●旅館の部

ケカウリカ街 西村旅館
 パラマ街 泉旅館 小林卯之助
 クク井街 川崎旅館
 ヘルタニア街角 水羽屋 原本旅館
 マヌケア街 柳井屋旅館
 ヘルタニヤ街

●料理店の部

パラマ街 清涼軒
 ノアヌ街 堀庄
 クク井街 新柳亭
 ヘルタニヤ街 吉川

(備考) 街はストリート角はコーナーを譯したるものなり



○北米合衆國貨幣及度量衡摘要

貨幣の部

- 一、弗 (Dollar) 俗にドルといふ (百) 仙 (Cent) 凡そ我二圓
- 一、仙 (Cent) (分) の (一) 百 凡そ我二錢
- 一、ピット (Penny) (十二仙半) 凡そ我二十五錢

(備考) ピットは殆んど我國に於ける一貫(十錢)一百(一錢)などいふに均しき俗稱に止まるものでピットなる貨幣はないが

トパーピッツ (廿五仙即我五十錢) 及びフラーア、ピッツ (五十仙即我一圓) などは通俗唱へ用ひられてをる

現今流通せる貨幣の最も重なる種類は左の如し

一、金貨 (ゴールド、コイン)

五弗、十弗、二十弗、
ファイヴダラーズ、テンダラーズ、トウェンティダラーズ

一、銀貨 (スイルヴァー、コイン)

五仙、十仙、廿五仙、五十仙、一弗、
ファイヴセント、テンセント、トウェンティセント、フィフティセント、ワンダラー

一、白銅貨 (ニッケル、コイン)

五仙 (通俗ニッケルといへば即ち五仙を意味す)
ファイヴセント (通称ニッケルといへば即ち五仙を意味す)

一、銅貨 (コッパー、コイン)

壹仙

右の外政府及び銀行の發行せる紙幣種々あれども之を略す
右の外政府及び銀行の發行せる紙幣種々あれども之を略す

度量衡の部

一、常量

オンス

我 七 分 五 分 六 厘

ポンド (十六オンス)

我 百 廿 九 分 六 厘

一、常尺

ライン

我 六 厘 九 毛 餘

インチ 吋 (十二ライン)

我 八 分 三 厘 三 毛 餘

フット 呎 (十二インチ)

我 一 尺 〇 〇 五 厘 八 毛 餘

ヤード (三フット)

我 三 尺 〇 一 分 七 厘 四 毛 餘

チェーン鎖

我 十 一 間 〇 三 寸 八 分 四 厘

マイル 哩

我 十 四 町 四 十 五 間 一 尺 二 寸

一、平方尺 (田畑其他地面の長廣を測るに用ゆ)

スクウエーア、フート 方呎 (四^百四^十) 我 一 步 餘

スクウエーア、ヤード (九方呎) 我 九 步 餘

エーカー 地坪 我 四 反 十 八 步 餘

スクウエーア、マイル 方哩 (六^百四^十 エ^ーエ^ー) 我 廿 六 町 〇 二 畝 廿 八 步 餘

一、液量

パイント 我 三 合 一 勺 餘

クウヲート (二^二バイント) 我 六 合 二 勺 餘

ギヤロン 瓦 (四クウヲート) 我 二 升 五 合 四 勺 餘

一、數

ダツン (俗にダースといふ) 十 二 個

グロツス (十二ダツン) 百 四 十 四 個

一、紙數

シート 壹 枚 クワイヤ (廿四シート) 廿 四 枚 (但壹帖)

●外國旅券規則 (三十三年六月外務省令第二號)

第一條 外國へ旅行する者に下付する旅券は外務大臣之を發行し外國に於ては公使及び領事をして之を發行せしむ

第二條 旅券の下付を請ふものは書面に左の事項を記載し戸籍謄本若しくは其氏名本籍地及び身分を證明すべき文書を添付し内國に於ては本籍地若しくは所在地の地方上級行政廳外國に於ては公使館若しくは領事館に出願すべし但し外國に於ては公使若しくは領事の認定に依り戸籍謄本又は其他文書の添付を省略せしむるを得

- 一 氏 名 (片假字を以て傍訓を附すべし)
- 二 本 籍 地 (本籍地と所在地異なること) (所在地を併記すべし)
- 三 身 分 (戸主家族の別を併記すべし) (戸主の氏名及び戸主との続柄を記載すべし)
- 四 族 稱
- 五 年 齡
- 六 職 業
- 七 旅行地名
- 八 旅行の目的

長崎縣下對馬國に本籍地若は所在地を有する者に限り對馬島嶼に出願することを得
臺灣に於ける旅券の下付は臺灣總督の定むる所に依る

第三條 官命に依り旅行する者は内國に於ては其所管官廳を経由して外務省に外國に於ては公使館若は領事館に旅券の下付を出願することを得但し前條第一號第七號及第八號の事項を開申すべし家族若は從者を同行するときは同行者に係る前條第一號乃至第五號の事項を併せ開申すべし

官命に依り外國に在る者其所在地に家族若は從者を呼寄せんとするときは旅券下付の

出願に關して前項の規定を準用することを得

第四條 戸主と同行する家族、夫と同行する妻又は父若は母と同行する子にして旅券の下付を請ふときは其氏名身分及び年齢を戸主、夫又は父母の旅券に併記することを得但し夫と同行する妻を除くの外十二歳未満の者たる場合に限る

第五條 移民保護法の規定に依り移民取扱人に依る移民又は保證人を要する移民にして第二條の出願を爲すときは移民取扱人又は保證人の連署を要す

第六條 本令第二條に依り内國に於て旅券の下付を出願する者は之を領收するときは一枚に付手数料として収入印紙五十錢を旅券領收書に貼用すべし外國に於て公使の徵收する旅券下付手数料は領事の徵收する旅券下付手数料に依る

第七條 旅券を領收したるときは直に其券面に署名すべし旅券面に査證あることを必要とする國に旅行する者は其の定むる所に依り査證を受くべし

第八條 左の各號の一に該當する者は旅券の下付を受くることを得ず但し第二號に該當する者は清國若は韓國に旅行せんとする場合を除くの外此の限にあらず

- 一 豫戒命令中の者
- 二 清國若くは韓國在留禁止命令中の者

第九條 旅行者歸國若し歸着したるとき又は本令第二條に依り旅券の下付を出願したる者其の領收の後六箇月以内に出發せざるときは旅券を返納すべし
旅券の下付を受けたる者死亡したるときは遺族より之を返納すべし

第十條 商業漁業其の他職業の爲數次往復する者は歸國若し歸着毎に其の旅券を返納することを要せず但し旅券領收の日より三年を過ぎて歸國若し歸着したるときは之を返納すべし

第十一條 旅行十年に及び歸國せざるものは旅券を領收したるときより十年以内に公使若し領事の査證を受くべし其の後十年に及び毎に亦同じ

第十二條 旅券を領收したる者第八條各號の一に該當するに至りたるるとき又は第二條第一項第一號乃至第三號第七號及第八號の事項に變更を生したるときは直に旅券を返納すべし

第十三條 旅券を紛失したるときは直に届出つべし之を發見したるとき亦同じ
第十四條 本令の規定に依り旅券の返納又は其の紛失若し發見の届出を受くべき官廳は内國に於ては地方上級行政廳及對馬島廳外國に於ては公使館及領事館とす

第十五條 第二條第一項各號の事項を詐稱し若し第八條各號の一に該當する若し其事實を

申告せず其他詐欺の所爲を以て旅券の下付を受けたる者は其の旅券を取上げ二十五圓以下の罰金又は二十五日以下の重禁錮に處す之を幫助したる者亦同じ

第十六條 他人の氏名を記載したる旅券を使用し又は之を使用せしめたる者は其の旅券を取上げ二十五圓以下の罰金又は二十五日以下の重禁錮に處す
本令に依り返納すべき旅券を返納せずして使用したるもの亦同じ

附 則

第十七條 本令は明治三十三年七月一日より施行す

明治十一年外務省布達第一號海外旅券規則及明治三十年外務省令第六號は之を廢止す

●外國旅券下附取扱心得

過般外務省總務長官より地方官に向ひ外國旅券下附心得として左の意味の通牒を發せられたり

外國旅券の下附は旅券規則の定むる所に從ひて公平一律に取扱ふべきは勿論なりと雖も旅行者の位置職業及び旅行者の目的又は其の赴くべき國柄に依て取扱上寬嚴の等差あるを免れず從來右等の取扱方に關しては當省大臣より屢々訓令せられたりと雖も多きは時の必要に應じ發せられたるため全体に涉り或は其の趣意の貫徹せざる虞な

き能はず依て茲に其取扱方の概要を叙し執務者の参考に供す

一、旅券は本と渡航許可の證にあらずして専ら旅行者の便利のために下附するものなれば遊歴、修學又は商業の目的を以て海外へ旅行するものにして其地位業體又は生活の様様に照し相當と認めたるものに對しては旅券規則の條項に違反せざる限り他に何等の手續を要することなく可成速に之を下附すべし

一、若し右旅行者華族なるときは宮内大臣の發したる外國旅券認可證寫を以て旅券規則第二條第一項の戶籍謄本に換へしめ又外國に支店支社若は出張所を有する著名の會社役員又は使用員にして出發を要する事情あるものは事後其の會社の代表者より戶籍謄本を提出せしむることとし旅券を下附するも差支なし(明治三十三年八月二十七日付内訓第一項及び第二項に參照)

前項により取計ひ難きものは左の區別に従つて之を取扱ふべし

(甲) 移民保護法に依り移民として旅行するもの

右は移民保護法に依り既に渡航許可を受けたるものは旅券規則の要件を具備する上は他に何等の手續を要せず直に旅券を下附すべし

(乙) 旅行者にして商業遊歴又は修學等の爲めと稱するも其地位業體又は生活の様

に照し相當と認め難きもの

右等の者北米合衆國並に其の他の諸領地英領加奈太、同濠州及び右等附近の國々へ旅行せんとする場合には嚴密に之を調査したる上旅券を下附すべし其内若し移民保護法の移民に該當すと認めらるゝものあらば總て同法に準依せしむべし此等諸國旅行者取締方に就ては當省大臣より時々訓令あるにつき之を參照すべし

一、清韓兩國及び露領西比利亞地方へ旅行せんとするものは前項(乙)の部類に屬するものとし雖も當省大臣より特に訓令なき限りは總て其の取扱手續を具備したる上は他に何等の手續を要すること無く迅速に旅券を下附すべし(明治三十二年三月二日付同年四月付及同年十一月十七日付内訓參照)

右等の國々は本邦と密通し商業漁業其の他の關係極めて交錯し居れば渡航者の爲めに務めて便利を計るを要す其數次往復するものには旅券規則第十條の便法に據らしむること注意すべし

○移民保護法及同施行細則

移民保護法

第一章 移民

第一條 本法に於て移民を稱するは労働に従事するの目的を以て外國に渡航する者及其家族にして之を同行し又は其所在地に渡航する者を謂ふ
前項労働の種類は命令を以て之を定む

第二條 移民は行政廳の許可を受くるに非れば外國に渡航するを得ず但移民雇主の申請に依り外務大臣特に認可したる場合に於ては之に履ぼるべき移民は其所在地の地方長官(東京府は警視總監)に出願するを得

渡航の許可は其許可の日より六箇月以内に出發せざる時は効力を失ふものとす
第一項但書に依り移民所在地の地方長官渡航の許可を與へたるときは遅滞なく其旨を移民原籍地の地方長官に通知すべし

第三條 行政廳は渡航すべき地の情況に因り移民取扱人に依らざる移民をして適當と認むる二人以上の保證人を定めしむるを得保證人は移民の疾病其他困難の場合に於て之を救助し若くは歸國せしむべし又行政廳に於て移民を救助し若くは歸國せしめたるときは其費用を辨償すべし

第四條 行政廳は移民保護の爲め若くは公安保持の爲め又は外交上の必要と認むるときは移民の渡航を差止め又は其許可を取消すを得渡航の差止中の日數は第二條第二項

の期間に算入せず

第二章 移民取扱人

第五條 本法に於て移民取扱人を稱するは何等の名義を以てするに拘らず移民を募集し又は其渡航を周旋するを以て營業と爲すものを謂ふ

第六條 移民取扱人たらんを欲するものは行政廳の許可を受くべし
移民取扱人の許可は其許可の日より六箇月以内に營業を開始せざる時は効力を失ふものとす

第七條

一 帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若くは株主とする商會社にして帝國に於て主たる營業所を有するものに非れば移民取扱人たることを得ず
前項の外移民取扱人に要する資格は命令を以て之を定む

二 移民取扱人は渡航の周旋を爲したる移民に對し渡航の日より滿十ヶ年間第三條第二項に規定したる保證人の義務を負ふ

第八條 行政廳は移民取扱人の行爲法律命令に違反したるとき若くは公安を害するものと認むるとき又は移民取扱人保證金の納付を遅滞したるときは其の營業を停止し又は

營業の許可を取消すを得

第九條 移民取扱人は營業を停止せられ又は休業したるときは雖既に渡航せしめたる移民に對し契約の履行を中止するを得ず

第十條 移民取扱人代理人を定め其の業務を行はしむるときは命令の定むる所に依り行政廳の許可を受くへし

第十一條 移民取扱人は業務擔當社員若くは取締役又は代理人を在留せしめざる地なる移民を渡航せしむるを得ず

第十二條 移民取扱人は移民として渡航する者に非れば其周旋又は募集を爲すを得ず

第十三條 移民取扱人は労働契約に因り渡航する移民の周旋又は募集を爲すときは移民と書面契約を爲し行政廳の認可を受くへし
前項契約に必要な條件は命令の定むる所に依る

第十四條 移民取扱人は手数料の外何等の名義を以てするを問はず移民より金錢又は物品を受くるを得ず但其手数料は豫め行政廳の認可を受くへし

第十五條 移民取扱人移民を募集するときは出發せしむべき期日を豫定して之を示すへし移民取扱人正當の理由なくして豫定の期限内に移民を出發せしめるときは其出發

延期の爲に生ずる移民の費用を負擔すべし

第三章 保證金

第十六條 移民取扱人は行政廳に保證金を納付したる後に非されば其の營業を開始することを得ず

保證金額は一萬圓以上とし行政廳之を定む
第十七條 行政廳は必要と認むるときは保證金額を増減するを得但し前條の金額以下に下すことを得ず

第十八條 行政廳に於て移民取扱人移民に對し契約を履行せず又は第七條の二に規定したる保證人の義務を履行せずと認めたるときは保證金より其費用を支出して移民を救助し又歸國せしむるを得

第十九條 移民取扱人死亡・解散營業許可の取消又は其他の理由に依り營業を廢止するも保證金は行政廳に於て領置の必要ありと認むる間は其全部又は一部を還付せざるを得

第二十條 移民取扱人營業中及前條行政廳に於て保證金領置の必要ありと認むる間は移民又は其相続人が本法に従ひたる契約に基き權利を執行する場合の外何人も雖保證金

に對して債權取立を爲すことを

第四章 罰則

第二十一條 渡航の許可を受けず又は渡航地を詐りて許可を受け又は渡航差止命令に違反して渡航したる移民は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第二十二條 法律命令に違反したる移民の渡航を周旋し又は渡航差止中に移民を渡航せしめたる移民取扱人及代理人は五十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十三條 行政廳の許可を受けずして移民取扱人の行爲を爲したる者又は營業停止中に移民を募集し又は其渡航の周旋を爲したる移民取扱人及代理人は貳百圓以上千圓以下の罰金に處す

第二十四條 移民取扱人行政廳の許可を受けざる代理人をして其行爲を爲さしめたるときは二十圓以上二百圓以下の罰金に處す其の行爲を爲したる代理人又全し

第二十五條 第十一條第十二條第十三條第十四條及第十六條第一項に違反したる移民取扱人及代理人は五十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二十六條 誘惑の手段を以て移民を募集し若くは渡航の周旋をなしたる移民取扱人及代理人は一月以上一年以下の重禁錮に處す

第二十七條 本法の罰則は商會社に在ては其各條に掲ぐる行爲を爲したる業務擔當社員又は取締役之を適用す

第五章 附則

第二十八條 本法施行以前より當該官廳の許可を受ず營業する移民取扱人は本法施行の際別に許可を受るを要せず本法の規程に依り其營業を繼續するを得但其の營業を繼續せざるべきと雖其既に納付したる保證金に對しては仍本法の規程を適用す

第二十九條 本法は帝國と締結したる特別の條約に基き渡航する移民及其の取扱人に適用せず

第三十條 本法施行の爲めに必要な細則は命令を以て之を定む

第三十一條 本法は明治二十九年六月一日より施行す

明治二十七年勅令第四十二號移民保護規則は本法施行の日より廢止す

移民保護法施行細則

第一條 移民保護法第一條に掲ぐる労働の種類を定むると左の如し

- 一 耕作、栽培、牧畜、漁業（露領沿海州及薩哈噠島沿岸并日韓兩國通漁規則に依り韓國沿岸に於て行ふ漁業を除く）、鑛業、製造、土木、運搬、建築等に從事し勞力を供する者

三 炊事、洗濯、裁縫、給仕、看病等の爲め家事に使役せらるる者

第二條 渡航の許可を受けんと欲する移民は渡航地名、渡航の目的及渡航年限を詳記し原籍地の地方長官(東京府は警視總監)に出願すへし

前項の移民にして移民取扱人に依る者は渡航願書に移民取扱人をして連署せしめ移民取扱人に依らずして保證人を要する地に渡航する者は保證人をして之に連署せしむへし但移民保護法第十三條第一項に該當する移民は同時に移民取扱人と締結したる契約書の提示を要す

第三條 移民保護法第三條に依り保證人を定めしむべき場合は外務大臣之を告示す

第四條 移民保護法第三條に掲ぐる保證人は其原籍地の地方長官(東京府は警視總監)に於て適當と認むる者に限る

第五條 移民取扱人たらんと欲する者は左の事項を詳記し主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を経由し外務大臣へ出願すへし但し合名會社に於ては各社員より、合資會社に於ては業務擔當社員より、株式會社に於ては發起人より出願すへし

一 營業所

二 營業資本金額

三 營業年限を定むるものは其年限

四 移民を渡航せしむべき土地

五 移民の種類

六 取扱ふべき移民の豫定人員

七 移民の渡航前後に於る周旋の方法

八 出願者の履歴

九 合名會社に於ては各社員の財産、合資會社に於ては各社員の出資額及無限責任社員の財産、株式會社に於ては株式の總數及一株の金額并發起人各自の引受くる株數及財産、會社にあらざるものに於ては營業主の財産移民取扱人の營業を相續し若くは譲受けんとする者も本條の規定に依るへし

第六條 移民取扱人營業開始の後前條に掲ぐる第二、第四、第五、第六、第七の事項を變更し又は主たる營業所を他の廳府縣に移轉せんとするときは前條の手續に準し許可を受くへし

第七條 移民取扱人は左の事項を十日以内に主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を経由し外務大臣に届出つへし

- 一 開業したるときは其年月日
 - 二 株式會社設立の後取締役の氏名住所
 - 三 商會社にして無限責任社員若しくは取締役に変更ありたるとき其氏名住所但無限責任社員に關しては其履歴書及財産調書を添ふへし
 - 四 同一廳府縣内に於ける主たる營業所の移轉
 - 五 支店若しくは出張所の廢置移轉
 - 六 營業年限の變更
 - 七 主たる營業所を置く廳府縣以外の地に於ける支店若しくは出張所の廢置移轉は其地の地方長官(東京府は警視總監)にも届出へし
- 第八條 外務大臣に於て不適當と認めたる者若しくは左の一に該當する者は移民取扱人又は代理人たるを得ず
- 一 瘋癲白痴の者
 - 二 公權を剝奪せられたる者
 - 三 公權停止中の者
 - 四 破産若しくは家資分散の宣告を受け復權せざる者又は身代限の處分を受け債務の辨償

を終へざる者

第九條 移民保護法第十一條に依り移民渡航地内に於て業務擔當社員若しくは取締役又は代理人を在留せしむべき地は外務大臣之を定む

第十條 移民保護法第十一條に依り業務擔當社員若しくは取締役又は代理人を移民の渡航地に在留せしむるとき又は其歸國若しくは解任のときは其氏名及在留地を詳記し主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)及其在留地を管轄する在外帝國官廳に届出つへし

第十一條 移民保護法第十三條に掲ぐる書面契約に對し認可を受けんと欲するときは其契約書全文に移民を渡航せしむべき土地の状況を記載したる書類を添へ又同法第十四條に規定せる手数料の認可を受けんと欲するときは移民の渡航地及手数料金額を記載し移民原籍地の地方長官(東京府は警視總監)に差出すへし

前項契約書には左の事項を欠くを得ず

- 一 契約期限
- 二 手数料
- 三 渡航及歸航費用の支辨方

四 渡航地に於る周旋の方法
 五 疾病其他困難の場合に於て救助又は歸國の手續

書面契約認可の移民取扱人及移民との間に解約ありたるときは移民原籍地の航方長官(東京府は警視總監)に届出へし

地方長官本條第一項の認可を與へたるときは契約書寫又は手数料認可願書寫を添へ認可の年月日、移民の氏名、年齢、族籍、職業并契約又は願書の番號を外務大臣に報告し又移民取扱人の主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に通知すへし前項解約の届出ありたるとき亦同し

第十二條 移民取扱人外國に於ける移民雇主の注文により移民を募集せんとするときは雇主の注文書に移民募集別方表豫定所を添へ主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に届出つへし

前項の届出ありたるときは主たる營業地を置く地の地方長官は移民募集地方別豫定員數を當該地方長官(東京府は警視總監)に通知すへし

第十三條 當該官廳より移民保護法第十三條に掲ぐる契約書を示すへきことを命じたるときは移民及移民人は之を拒むことを得ず

第十四條 移民取扱人移民保護法第十五條に依り豫定したる移民の出發期日を移民に通知するときは書面を以てするを要す

第十五條 移民保護法第十六條に掲ぐる保證金は主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)に納附すへし

前項保證金額及其の増減は外務大臣之を定む

第十六條 移民取扱人の納付すへき保證金は左の割合を超過せざる限り國債證券又は地方債證券を以て之れに代用するを得

- 一 保證金額壹萬貳千圓までは其三分の二
- 二 保證金額壹萬貳千圓以上參萬圓までは壹萬貳千圓を超過する部分に付ては其四分の三
- 三 保證金額參萬圓以上は參萬圓を超過する部分に付ては其五分の四

前項國債證券及地方債證券の價格は其の納付を受くへき官廳の定むる所に依る

第十七條 主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)は移民取扱人の保證金増額を追納せしめ若くは欠損を填補せしむる場合に於て一箇月以内の猶豫を與ることを得

第十八條 移民取扱人代理人を定め其許可を受けんと欲するときは左の事項を詳記したる書類を添付し主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を經由し外務大臣に出願すべし

- 一 代理に關する條件
- 二 代理人の履歴
- 三 代理人の財産

第十九條 代理人にして其業務を行ふときは代理人たるの許可證を携帯すべし

移民取扱人外國に在留する者を代理人に定め其許可證代理人に到達する以前に業務を行はしむるの必要あるときは移民取扱人の費用を以て主たる營業所を置く地の地方長官(東京府は警視總監)を經由し其在留すべき地を管轄する在外帝國官廳に届出つべし

第二十條 移民取扱人移民に關し別に他人と契約を爲したるときは該契約書寫を添へ其旨を主たる營業所を置く他の地方長官(東京府は警視總監)及其の移民の在留地を管轄する在外帝國官廳に届出つべし

移民取扱人前項の契約に基き移民を募集したるときは第十一條の手續を爲すに當り該

契約書寫を添ふべし

第二十一條 移民取扱人移民の身上に異變を生ぜし報告に接したるときは直に其の旨を主たる營業所を置く地并移民原籍地の地方長官(東京府は警視總監)及其の移民の在留地を管轄する在外帝國官廳に届出づべし

第二十二條 移民取扱人移民を渡航せしむるときは移民の出發と同時に移民の氏名を明記したる届書を其の移民の在留地を管轄する在外帝國官廳に送付すべし但し移民保護法第十三條第一項に該當する移民に係るときは契約書寫を添ふべし

前項契約書寫は同一條件に係るものは其の寫一通を以て足れり

第二十三條 移民の渡航地に在留する業務担当社員若しくは取締役又は代理人は移民名簿を備へ移民の就業地、雇主の氏名を明記し當該官廳より命令あるときは何時にても之を示すべし

第二十四條 移民の渡航地に在留する業務担当社員若しくは取締役又は代理人は他國に轉住すべき移民あるときは其在留地及轉住地を管轄する在外帝國官廳に届出つべし

第二十五條 移民取扱人は左の書式に依り調製したる渡航者名簿を翌月五日までに歸國者名簿及死亡名簿を翌年一月二十五日までに營業所を置く地の地方長官(東京府は警

視聽監)に届出つへし
(書式略之)

第二十六條 渡航の目的又は渡航年限を詐りて渡航の許可を受けたる者并第六條、第十三條、第十四條、第十九條、第二十三條及第二十五條に違反したるものは五圓以上貳拾五圓以下の罰金に處す
第二十七條 第七條第十條第二十一條第二十二條第一項及第二十四條に違反したる者は貳圓以上拾圓以下の罰金に處す

附 則

第二十八條 本令に於て在外帝國官廳と稱するは在外帝國領事館又は貿易事務館及領事館貿易事務官なき地に於ては其地を管轄する帝國公使館を謂ふ
第二十九條 本令は明治二十九年六月一日より施行す
明治二十六年外務省令第六號移民保護規則細則は本令施行の日より廢止す

●北米合衆國制定移民に關する諸條例各規則

(1) 北米合衆國豫約労働者移住禁止條例 (千八百九十一年二月十六日制定)

第一條 本條例制定後は一個人、商社、商業組合若しくは會社は、合衆國同州外地及び哥倫比亞(ナストリクト)に於て労働若しくは業務に就くの契約(口述、證書、明諾、默諾等契約の種類如何を問はず)に依り合衆國同州外地及び哥倫比亞(ナストリクト)に渡來する外國人に對し豫め其渡航費を拂ひ又は其他如何なる方法を以てするを問はずが移住を奨励、補助するを得ざるものとす

第二條 合衆國、同州外地及び哥倫比亞(ナストリクト)に於て労働若しくは業務に就くことに関し一個人、商社、商業組合若しくは會社が外國人及其渡來以前に締結したる契約は其種類の如何を問はず總て無効たるべし

第三條 一個人、商社、商業組合若しくは會社にして外國人の、合衆國に住居し若しくは歸化するに先ち其外國人其労働若しくは業務に就かしむるの契約(契約の種類如何を問はず)を結び合衆國、同州外地及び哥倫比亞(ナストリクト)に移住するを勸誘、奨励又は補助して本條例第一條に違反したる者は各罪に附き千弗の罰金を拂ふべし而して右罰金は合衆國政府又は何人にも最初に起訴するもの(契約の關係者たる外國人も含蓋す)より同額の貸金を請求すると同様の手續を以て合衆國巡回裁判所に出訴し之を徴收し其徴收金は合衆國大蔵省に納むべし又右契約關係の外國人に對しては一名毎に別個の認

訴を起すことを得管轄地方裁判所検事は合衆國々費を以て前記の訴訟事件を擔當すべき義務あるものとす

第四條 船長にして其船舶に乗込みたる外國人が労働者又は業務に就くの契約を結びたる労働者若しくは職工たることを知りて之を外國より其船中に搭し來り合衆國に上陸せしめたる者は輕罪を以て論じ右労働者若しくは職工一人に付き五百弗以下の罰金に處し併せて更に六ヶ月以内の禁錮に處することあるべし

第五條 本條例は合衆國內に一時住居する外國臣民にして一個人若しくは官吏の資格を以て合衆國の住民若しくは人民にあらざる者を自家の書記婢僕として雇入れ又は一個人、商社、商業組合若しくは會社に於て未だ合衆國に存在せざる新工業に従事せしめんが爲め他に熟練の職工を得るに途なき場合に限り外國より該工業に熟練の職工を雇入るゝを禁ぜず

本條例は演藝、技術、講義、唱歌等を以て職業をなす者又は單に従僕若しくは家僕として雇はれたる者(又は各宗派の法教師又は公認の専門業に従事する者又は學校教授)千八百九十一年三月制定の條例を以て増補すに對して之を適用せず

本條例は何人たりとも其家族(親族若しくは朋友)(千八百九十一年三月制定の條例を以て

削除す)の合衆國に永住せんとの目的を以て外國より渡來するを扶助するを禁ぜず

第六條 本條例に抵觸する諸法律の全部若しくは一部は之を廢止す

(2) 北米合衆國改定外國人移住條例 (千八百九十一年三月三日制定)

第一條 左に列擧する各種の外國人は移住に關する現行の諸條例(支那労働者に關する諸條例を除く)に基き合衆國に渡來するを許さず

痴人 癲狂者、貧困者、若しくは公共の扶助を受くるに至るべき見込ある者、嫌惡すべき疾病、若しくは危險の傳染病に罹り居る者、重罪若しくは其他の破廉耻罪を犯し有罪の宣告を受けたる者、數妻を有する者、并に他人の資金若しくは扶助に依りて渡來し特別訊問を受くるに當り前諸種類の執れにも屬せず又千八百八十五年二月二十六日發布の條例中移住を禁ぜられたる労働者の種類にも屬せざることを證明し能はざる者

本條に於ては合衆國に居住する人にして大藏卿の制定に係る規則に基き移住を禁ぜられたる労働者の種類の執れにも屬せざる親族若しくは朋友を呼迎ふるを禁ずることなし移住者若しくは國事犯罪人なるときは本國の法律若しくは有罪の宣告を爲したる裁判所に於て其犯罪に對し重罪其他破廉耻に係る常事犯の罪名を附したる場合に於ても本條例を適用せず

第二條 勞働に服せしむべき契約を定て外國人を渡來又は移住せしむるを禁するの事に關し千八百八十五年二月二十六日發布せし條例の違犯に對する訴訟は裁判所の承諾を得るにあらざれば之を和解し若くは停止することを得ず但し其承諾の事實と理由とは之を裁判簿に記入するを要す

第三條 外國に於て勞働に服せしむべき豫約を以て渡來を促し其廣告文を出版し外國人の移住若くは渡來を奨勵補助する者は千八百八十五年二月廿六日發布の條例を犯したる者と看做す而して此如き廣告の爲めに合衆國に渡來せし外國人は該條例に準據し契約に依りて渡來せし者として之を處分し該條例の罰則を適用すべし但し各州の政廳若くは移住事務局に於て其州に移住するを勧誘する所の廣告を爲すは此限にあらす

第四條 瀛船若くは運輸會社及び船舶持主は其親らするご代理人を以てすることを問はず書面出版物若くは口述を以て外國人の合衆國に移住するを勧誘若くは奨勵することを得ず若し之を犯すときは右瀛船若くは運輸會社船舶持主若くは其代理人は千八百八十五年二月廿六日發布の條例第一條の犯罪に對し該條例第三條に定めたる刑罰に處す但し通常商用上の畫狀、回章、廣告文若くは口述等を以て船舶の出帆賃錢及び船中の便宜を廣告するは此限にあらす

第五條 千八百八十五年二月廿六日發布の條例第五條を修正するご左の如し
同條第二款の但書中(各宗派の法教師又は公認専門業に従事する者又は學校教授)の數字を加へ其(或は親族又は朋友)の數字を削除す

第六條 何人を問はず船舶を以て若くは其他の方法を用ひて合衆國に移住するの資格なき者を渡來せしめ若くは其渡來を補助したる者は犯罪者と看做し千弗以下の罰金若くは一年以内の禁錮に處し又は右兩罪を併せ加ふるごあるべし

第七條 移住事務長官一名を置き大統領は元老院の協賛を経て之を選任するの權を有す但し其年俸を四千弗とし毎月拂とす

移住事務長官は大藏卿の配下にある大藏省中の官吏たるべし且同長官は其職務に關する年報及び大藏卿の要求する臨時報告を大藏卿に差出すべし
大藏卿は移住事務長官の爲めに華聖頓府に於て適當なる事務所を設け且つ其職務を行ふに必要なる帳簿及び其他の器具を具備せしむべし

移住事務長官には書記長一名及び一等書記二名を附すべし

第八條 移住民を搭載して合衆國に到着せし瀛船若くは帆船の船長及び代理人は其搭載し來りたる移住民を上陸せしむる前必ず移住民の姓名、國籍、最後の居住地及び其移住

地を當該検査官に報告すべし然るときは検査官は自身若しくは助手を船中に派出して移住民を一々検査すべし又検査官は移住民を一時に指定の時間及び場所に移して検査の全く終るまで留置くことを得但し此の如く移轉せしむるも其検査の終らざる内は之を上陸と看做さず

移住民の身體検査は海軍病院の醫員院に於てせしむ若し相當の時間内に海軍病院より醫員の出張し難き場合には検査官は通常の醫師を雇ひて移住民の検査を爲さしむるを得但し該醫師に對する謝金額は大藏卿之を定む

検査官及び其助手は宣誓を爲さしめ又は移住民が合衆國內に入るべき資格に關する證據物を蒐集し之を考定するの權力を有す而して是等の事項は之を記録し置くべし

移住事務長官は検査の爲め一時上陸せしめたる移住民に宿舍食物を給し其他相當の取扱を爲さしむべし又該長官は検査を受けたる移住民にして直ちに移住地に進行するを許されざる者に對しても其見込に由り相當の取扱を爲さしむることを得

移住民の合衆國に入るべき資格の有無に關する検査官及び其助手の判定は資格なしと認められたる者より移住事務長官に訴願する事なきときは終結確定とす但し該長官の處分に對しては大藏卿に訴願することを得

漁船及び帆船の船長及び其代理人は検査官が指定したる時間及び場所の外隈りに其船中の移住民を上陸せしめざる様監視すべし若し移住民を検査官が確定したる場所及び時限外に上陸せしめたるときは船長若しくは其代理人は輕罪を以て論じ千弗以下の罰金若しくは一年以内の禁錮に處し又は兩罰を併せ加ふることあるべし

大藏卿は加拿陀、英領哥倫比亞及び墨西哥の境界に於て尋常の旅客に對し妨害若しくは障礙を加ふることなくして検査を行はしめんが爲めに別に規則を設くることを得但し各税關に任命すべき検査官は一名にして其年俸は千二百弗以下とす

千八百八十二年八月三日發布の法律第二條に依り各州理事官廳若しくは大藏卿と特約ある吏員に付與せられたる職務及び權限は合衆國検査官に於ても亦必要の場合に於て之を行ふことを得

第九條 公安を維持し又は合衆國移住事務署の設けある各州に於て其州の法律に従ひ罪人を逮捕する爲めに右事務署の官吏は法律執行の任を帯ぶる該州若しくは其市邑の相當官吏の該署内に入來るを拒むことを得ず

又此目的を達せんが爲めには右官吏及び地方裁判所の管轄權を該事務署にも及ぼすものとす

第十條 法律に背き合衆國に渡來せし移住民は成るべく其渡來せし船舶にて直ちに送還すべし右移住民上陸中の費金并に旅費は總て之を搭載して渡來せしめたる船舶持主の負擔たるべし若し之を船中に引取ることを拒み若しくは之を船中に留置くことを怠り又は之を其出發港に搭載し歸ることを怠り若しくは拒み又は上陸中の費金を支拂ふことを怠り若しくは拒む者は輕罪を以て論じ孰れも三百弗以下の罰金に處す而して罰金を納付せざる場合は合衆國內何れの港よりも出港することを許さず

第十一條 法律を犯して合衆國に渡來せし移住民は法律の規定に従ひ之を合衆國に渡來せしめたる者又は船舶若しくは運輸會社等の費金を以て其到着の日より一年以内に限り何時にても之を送還することを得若し右費金を以て送還すること能はざるときは合衆國の費金を以て之を送還すべし而して移住民が合衆國に到着せし後一年以内に於て其到着前より存在する原因に由り公共の扶助を受くるに至りたる者は法律を犯して渡來せし者と看做し本條の規定に準據し之を送還すべし

第十二條 本條例は現行諸條例(即ち本條例を以て修正せしもの)に據り提起せし民事刑事の訴訟とは毫も關係を有せざるものとす而して該訴訟は本條例の發布なきものと看做し依然繼續すべし

第十三條 合衆國巡回裁判所及び地方裁判所は本條例の規定に據り提起する民事刑事の訴訟に對し均しく完全の裁判權を有す而して本條例は千八百九十一年四月一日より實施す

(3) 北米合衆國外國人移住及契約勞動に關する諸法律施行條例

第一條 外國移住民を搭載して合衆國の海港に到着する汽船又は帆船の船長若しくは指揮員は其到着の際現行法律に定むる諸般の制規を遵守するの外該汽船又は帆船に搭載する外國移住民乗込の時日并に場所に於て製したる目錄を到着港の移住民検査官に差出すべし此目錄には其上部に掲ぐる質問に對し各移住者に就き左の事項を記載すべし
姓名、年齢、男又は女、既婚又は未婚、職業、讀み書き得るや否、國籍、最後の住所、合衆國上陸港、上陸港外に行先ある者は其行先、其行先迄の通し切符有無、船賃は自辨したるや又は他人、會社、協會、市邑若しくは政府より支拂ひたるや、所持金の有無、若し所持金を有するときは三十弗以上なるや、又三十弗若しくは三十弗以下なるときは其現額如何、親戚中に到らんとする者なるや、若し然りせば其親戚の名及び住所、曾て合衆國に來往せしとありや、若し然りせば其時日及場所、曾て監獄若しくは貧院に入り又は慈善救助を受けたるもの有無、數妻を有する者なりや否、合衆國に於て勞動に就くことに付明諾若く

は黙諾の契約ありや否、身体及び精神上の健康如何、若し不具者なるときは其原因如何

第二條 移住民は適宜に團列に分ちて其目録を製すべし而して各目録には三十以上を記載すべからず

各移住者又は其家長には到着の際其人名證明の便宜を計る爲め本人の姓名、目録の番號及び其目録に於ける本人の番號を記載したる切符を交附すべし各目録は船長若しくは指揮員又は其配下の第一等若しくは第二等役員の署名と其船舶の出發前出發港在留の合衆國領事若しくは領事事務官の面前に於て爲したる醫言を以て之を證明するを要す其醫言は左の如し

此目録に掲ぐる船客は自ら一々之を検査し且つ乗込醫員をして一々之が身体の検査を遂げしめ而して自分の検査并に該醫員の報告に據れば該船客中には痴人、癡狂人、貧困者若しくは公共の扶助を受くるに至るべき虞ある者又は嫌惡すべき疾病若しくは危険なる傳染病に罹り居る者又は重罪若しくは其他の破廉耻罪を犯し有罪の宣告を受たる者又は數妻を有する者又は合衆國に於て勞働に就くこと付明諾若しくは黙諾の契約ある者は一人も無之且つ其他總て目録に掲ぐる事項の正確なるを誠實に信認する者なり

第三條 乗込醫員も亦其船舶の出發前各目録に署名し且つ前記の領事若しくは領事事務官

の面前に於て其醫業上の經驗及び資格を陳述し右目録に掲ぐる各船客に就き自ら検査を遂げ其身體及び精神上の健康に關する事項を充分に且つ誠實に記載したる旨を醫言すべし若し移住民を搭載する船舶に乗込の醫員なきときは身体の検査及び目録の證明は其船舶持主の雇入るべき適當醫員をして之を擔任せしむることを得

第四條 右船舶の船長又は指揮員にして其船舶に搭載する外國移住民に關し前記の事項を掲載し且前記の證明を得たる目録を移住民検査官に差出さるるときは右移住民中合衆國に上陸すべき資格を有するも目録に記載なき者一名に付各千弗の金額を到着港の税關に納付すべし若し此金額を納付せざるときは右移住民は他の故障に依り上陸を拒絶せられたるものと同様に送還せらるべし

第五條 移住民検査官に於て明確に上陸を許すべきものと認め得ざるものは千八百九十一年三月三日の改定外國人移住條例第一條に基き特別検査の爲め之を留置くべし特別検査は大藏卿又は移住事務長官が特に辭令を以て指名する四人以上の検査官をして之を行はしむべし特別検査に附せられたる移住者は右検査官の中少くも三名の同意あるに非ざれば上陸を許さざるものとす 但し上陸許可の決定に對し異議を有する検査官は移住事務長官に上訴するを得又移住事務長官の處置は千八百九十一年三月三日の改

定外國人移住條例第八條の規定に準據し大藏卿の審査に附するを得

第六條 千八百九十一年三月三日の改定外國人移住條例第五條中「第二款の但書」をあるを「第一款の但書」と改む同條例第八條は左の如く之を修正す

海軍病院の醫員に於て施行すべき移住民の身体検査は該病院の現任醫員にして大藏卿の指名したる者をして之を行はしむることを得而して通常の醫師は特別急要の場合に限り一時之を雇入るべきものとす

第七條 外國移住者が公共の扶助を受くるに至らざるべしとの保證は口述を以てし又は書面を以てするを問はず其都度移住事務長官の許可を受くるに非ざれば一個人、會社若しくは慈善會等より之を受領するを得ず 但し右許可は大藏卿の指令を俟て之を與ふるものとす

第八條 汽船會社、運漕會社及其他の船舶持主にして常に合衆國へ外國移住民を運搬するここに從事する者は毎年兩度左の如き證明書を大藏卿へ差出すべし

右會社等の在外代理人にして移住民切符を賣捌く者をして其事務所の最も見易き場所に掲せしめんが爲千八百九十一年三月三日の條例及其後の制定に係る移住に關する諸條例を右在留國の國語を以て印刷し之を右代理人へ交附し且つ移住せんとする者に

切符を賣渡すに先ち右掲示に對し其注意を促すべき旨を命じ置きたるものなり

右會社等にして六十日を経過するも前記の證明書を差出さざるべき又は偽造の證明書を差出したるときは五百弗以下の罰金に處すべし 但し此罰金は管轄聯邦裁判所に起訴して之を徵收すべし且つ合衆國の版圖内に在る該會社所有の船舶を以て右罰金徵收の抵償に充つることを得

第九條 「エルリス」島に於ける兩替、船客及び其荷物の運搬、飲食店等に關する營業權及び其他該島移住民取扱所に關する特權は千八百九十三年一月一日以後に於て大藏卿の定むる所の條件及び制限に従ひ競賣に附して之を處分すべきものとす

第十條 此條例は支那人に適用するの限りに在らず而して此條例は其制定の日より六十日以後に於て合衆國へ向け外國の海港を出發する船舶に適用するものとす

(4) 北米合衆國移住民取扱細則

(千八百九十三年四月二十五日大藏卿の制定に係る)

第一條 各税關長は千八百八十二年八月三日發布の條例第一條に準據し外國港より汽船又は帆船にて合衆國各港に來る船客にして合衆國人民に非ざる者には一人に付五十仙の税を徵收すべし 但し此規定は千八百八十四年六月廿六日發布の條例第二十二條に

準據し合衆國の各港と「カナダ」領の各港又は「墨西哥」の各港との間のみ専用する船舶に専用するの限りにあらず

第二條 右徴収金は總て他の雜収入を納付すると同様の手續を以て「移民資金」の一部として合衆國出納長官へ納付の爲め合衆國出納官補若しくは國庫金取扱に委託せられたる國立銀行に預くべし本條例に由る収入及支出の計算は特に政府より交附する用紙に各自之を記載して大藏卿に差出すべし

第三條 加拿陀領境界及び移住監督を置かざる場所に於ける税關長は各管轄區内に於て移住及び契約労働に關する諸法律を施行することを擔任すべし該税關長は移住に關する諸法律執行の職務を行ふ爲め其附屬の税關吏、移民取扱吏及び其他の官吏を使用すべし而して此等の諸官吏は總て移民取扱吏の名稱を職權を有するものとす

第四條 移住民を検査するに當り其渡來したる船舶より検査の爲めに設けたる便宜の場を一時之を移轉せしむるの必要あるときは該移住民は検査中は上陸したる者と看做すことを得ずして検査の任に當る官吏の管轄に屬するものとす而して移轉は検査より生ずる問題の未決中又は法律の規定に依る送還を待つ間は上陸と看做すことを得ず

第五條 移住監督官は検査に依り上陸禁制の部類に屬する者と認められたる各移住者の

姓名を登録し一々其判決を附記し且つ同時に該移住人を渡來したる船舶の船長、代理人、仕向人又は持主へ書面を發し該移住人上陸拒絶の理由を附し同船舶を以て該移住人を其出發港へ送還すべき旨を通知すべし

第六條 法律の規定に依る特別訊問は公開せずと雖も上陸許可を拒絶せられ又は上訴を爲さんとする移住民は移住監督官が相當と認むる手續に従ひ朋友又は辯護人と協議することを得べし

第七條 検査官の判決を不當とする移住民は之に對して上訴するを得、上訴の判決ある迄は該移住民の送還を停止すべし、上訴は書面を以てし其理由を詳記し移住監督官へ差出すべし而して該監督官は本件に關する一切の證據及び其意見を添へ直ちに右上訴事件を大藏省へ送致すべし移住民の上陸を許可する判決に不同意なる検査官は之に對して上訴するを得、上訴は書面を以てし其理由を詳記すべし而して監督官は移住民の上訴したる場所と同様の手續を以て之を大藏省へ送致すべし

第八條 上訴の判決済みたるときは移住民は直ちに該判決の通り上陸を許可し又は送還せらるべし而して上陸拒絶の場合に於ては監督官は移住民の渡來したる船舶の船長、代理人、仕向人又は持主に右判決を通知し且つ送還の爲め該移住民を右船舶に乗込ましむ

る旨を達すべし

第九條 上陸すべき権利の有無に付審判中に係る移住民の給養費送還を命ぜられたる者の給養費及び其送還の費用は其渡來したる船舶の持主之を支拂ふべし

第十條 移住民を送還すべき船舶の船長、代理人、仕向人又は持主は該船舶の出發より少くも廿四時間以前に其出發時限を監督官に通知すべし監督官は此通知に接するときは該船舶を以て送還すべき移住民を之に搭載せしむべし而して該船舶の船長、代理人、仕向人又は持主にして右移住民を搭載することを拒み又は船中に留置くことを怠り又は其出發港へ送還の費用若しくは其假上陸中の給養費支拂を拒み又は怠りたる者は輕罪を以て論じ各罪に付三百弗以上の罰金に處し其罰金拂濟迄は該船舶の合衆國の海港より出港するを許さず

第十一條 傳染病の流行する海港より下等室若しくは上中等以外の船室に移住民を搭載する船舶は左の事項に付該港在留領事館の證明書あるに非ざれば入港するを許さず
該移住民は出發港に於て特に指定したる屯集所又は其専用供する爲めに設置したる家屋に滞留せしめ五日間以上身体の検査に付し且其衣服荷物及び携帶品は搭載前に何れも左の方法の一に由り之が消毒を行ふたること

第一 三十分間上沸湯にて煮ると

第二 攝氏百度(華氏二百十二度)以上同百十五度(同二百三十九度)以下にして空氣の混じざる蒸氣中に三十分間以上曝すこと

第三 強力百分の二の石炭酸
此方法(即ち第三法)は皮櫃、皮袋、靴等の如き革製品及び護謄製品等のみに之を施すとを得べし

第四 以上の方法を施すべきは破壊し又は損傷すべき物品は二千分の一の鹽化水銀溶液中に浸し其全部に充分之を含ませしめて消毒するを得べし 但し水銀毒に對しては相當の豫防法を設くべし
前記の制限は出發港に於て傳染病の流行なきも流行地方より來りたる移住民を搭載する船舶に對しても亦均しく之を適用すべし

第十二條 船舶の船長若しくは指揮員は其出發の時日并に場所に於て製したる移住民目錄を到着港の移住監督官に差出すべし此目錄には其上部に掲ぐる質問に對し其各船客に就き左の事項を記載すべし

第一 姓名

- 第二 年齢
- 第三 男又は女
- 第四 既婚又は未婚
- 第五 職業
- 第六 讀書し得るや否
- 第七 國籍
- 第八 最後の住所
- 第九 合衆國の上陸港
- 第十 合衆國に於る行先
- 第十一 行先までの通し切符の有無
- 第十二 船賃は自辨したるや又は他人、會社、協會、市區若しくは政府より支拂ひたるや
- 第十三 所持金の有無若し所持金を有すれば三十弗以上なるや又三十弗若しくは三十弗以下なるときは其現額如何
- 第十四 親戚中に到らんとする者なるや若し然りませば其親戚の姓名及び住所
- 第十五 曾て合衆國に來住せしことありや若し然りませば其時日及び場所

- 第十六 曾て監獄若しくは貧院に入り又は慈善救助を受けたることの有無
 - 第十七 數妻を有するものなるや否
 - 第十八 合衆國に於て勞働に就くこと付明諾若しくは默諾の契約ありや否
 - 第十九 身体及び精神上の健康如何若し不具者なるときは其原因如何
 - 第十三條・移住民は適宜に團列に分ちて其目錄を製すべし而して各目錄には三十名以上を記載すべからず
- 各移住者着港の際其人名證明の便宜を計る爲め本人の姓名目錄の番號及び其目錄に於ける本人の番號等を記載したる切符を製し乗込の際若しくは其以前又は航海中適宜の時に之を各移住者若しくは其家長に交付すべし各目錄は千八百九十三年三月三日發布の條例(即ち外國人移住及び契約勞働に關する諸法律施行條例)第二條及第三條の規定に準據し船長若しくは指揮員又は其配下の一等若しくは二等役員乗込醫員若しくは其他の醫員の署名を以て之を證明するを要す各目錄は之を別々に爲し置くべし
- 船舶乗込醫員ある時は其乗込醫員に於て各目錄に證明すべし他の醫員の證明は適法の者と認むるを得ず大藏省より發する目錄の書式は單に心得の爲に交付する者なれば何人と雖之を以て本年三月三日發布の條例を嚴密に遵守するの義務を免かるゝを得ず

第十四條 右船長又は指揮員にして其船舶に搭載する移住民に關し前記の事項を掲載し且前記の證明を有する目録を移住民検査官に差出さるるときは右移住民中合衆國に上陸すべき資格を有するも目録に記載なきもの一名に付各十弗の金額を到着港の税關に納付すべし若し此金額を納付せざるときは右移住民は他の故障に依り上陸を拒絶せられたるものと同様に送還せらるべし

第十五條 條例第八條に依り大藏卿の差出すべき證明書は毎年一月一日及び七月一日を以て差出すべし

第十六條 本細則中第七條末項及び第十一條乃至第十五條は千八百九十三年五月三日より施行し其他の條項は即時施行す

(5) 北米合衆國外國人移住民保護及送還規則

(千八百九十三年十一月廿九日大藏卿の制定に係る)

第一條 總ての外國移住民は其上陸許可を與ふる以前制規に基づき船中或は其移住民及び船舶の持主等の便宜の場處に於て暫時移住民を留置き検査をなすべし其は船中に在るときは船長の取扱を受け之が爲に生ずる留置中の食料宿舍其他の費用は船舶の持主或は船長及び代理人の支辨すべきものとす且つ其移住民を移し送還處分に就き船中に留置する時は船長は監視の責任を帶ぶべし

第二條 總ての外國移住民到着するや移住民局長は成る可き丈け急速に検査をなし上陸の資格を有する者は直に上陸せしめ其他特別の取調を要する者は夫々速に處置を行ふべし若し送還處分に付き上訴する者あらば右に關する書類等は直に華盛頓移住民局長に送致すべし移住民にして上陸許可せられたる以前は彼等に關する宿舍食料等凡ての費用は其搭載せる船舶の持主或は會社、社長及び全代理人に於て支辨すべし其移住民中検査官が上陸の資格なきものと見做し留置處より送還方を命ぜし後は上訴すること能はず

第三條 外國移住民到着後疾病其他の事由によりて特別取調を要する者は小兒同様に(若し必要と見做せば)一人の介抱人として其が親戚或は後見人の中一人を船中に留置すべし之に依て生ずるの費用は其船舶會社に於て支辨すべし右病者或は小兒の他の親戚等(若しあらば)隨意旅行を進むべし若し留るを欲せば其が費用は自辨すべし

第四條 外國移住民例令上陸の資格なきものと雖も左の如き證明あるものは暫時留置の上取調をなし例令は婦女の上陸以前其夫或は父兄の當米國に住する者ありて其婦女上陸後の保護責任を有するの證明あらば充分取調の上是非の裁可を與ふべし其婦女

留置中の費用は運漕會社に於て支辨すべし。

第五條 移住民にして上陸許可を得ば直に上陸せしむべし又移住民上陸を許さるるも己が朋友或は送金等を待たんが爲め留らんとする者は其費用を自辨せば許可すべし又移住民上陸を許さるるも不時の疾病等にて直ちに旅行し進む能はず其が爲めに留らんとするも費用を辨じ得ざる者は検査官に於て一時其費用を辨じ其事情を移住民局に具申し移住民資本の中より支拂方を願出づべし。

第六條 移住民中病氣等にて直に上陸旅行する能はざるものは之を病院に移し快方に向ひ上陸許可の裁可ある迄で搭載し來りし船舶の持主或は船長等之が費用を支辨すべし假令病院に移るも移住民は上陸を許されしと心得るを得ず。

第七條 法律に背き合衆國に渡米せし外國移住民は制規に基づき上陸後一ヶ年を経過せざる中は何時にても一個人或は數人及び船舶、運輸會社又は其移住民を搭載せし船舶及び會社の費用を以て送還すべし又移住民上陸後一ヶ年を経ざるに公共の扶助を受くるに至るも其原因上陸以前に存在せしならば前記會社等の費用を以て送還する者とする。

第八條 制規に基づき上陸せし移住民上陸後一ヶ年を経ざる中不慮の疾病、禍災等の爲め生活の道を失ひ到底見込なき者は移住民局に於て取調の上救助を與ふべき證明あらば

移住民資本を以て送還の手續をなすべし斯る處分を受けし貧民は移住民局より指定する港口に送還すべし其上陸以來一年間に於て移住民が不時の疾病に罹り官立病院或は慈善院に於て滞在し公共の扶助を要するに至らば其旨移住民局に届出で其救助を受くべき證明あらば其費用は移住民資本を以て支拂ふべし。

第九條 本條例第六條及び第八條に基づき留置したる移住民にして證明を要するか或は病院に留置中の費用を自辨するあらば運輸會社は之が保證人たるべし右の場合に於て運輸會社は代理人を以て該移住民に對し費用を請求するを得べし該移住民にして請求に應ぜざるか或は支辨し難き場合に於ては移住民局は該移住民の公共的扶助を受くべきや否に就き裁定することあるべし。

第十條 食料、宿舍、病院介抱人及び醫藥其他の費額は其實價によるものにして決して利益を取らせざるべし。

附
録

(錢五拾參金假定)

錄登權作著

刷印日一月九年五十三治明
行發日五月九年五十三治明

者 作 著

庵 松 柳 一

者 行 發

助 勘 木 々 佐

地番貳町保神表區田神市京東

者 刷 印

遜 宜 田 熊

地番五廿目丁參町錦區田神市京東

所 賣 發

店 書 屋 西 中

地番貳町保神表區田神市京東

店 書 屋 崎 岡

地番二卅町子雉區田神市京東

渡米之菜取次販賣所

東京市神田區表神保町	同市 本郷區元富士町	同市 本郷區本郷六丁目	同市 小石川區同心町	同市 京橋區銀座二丁目	東京、横濱、大坂、神戸	横濱市松ヶ枝町
東京堂書店	盛春堂書店	岡崎屋書店	富美屋書店	服部書店	丸善書店	弘集堂書店

米

桑港市アツシユ八四九
桑港市ステパンソン
五三九

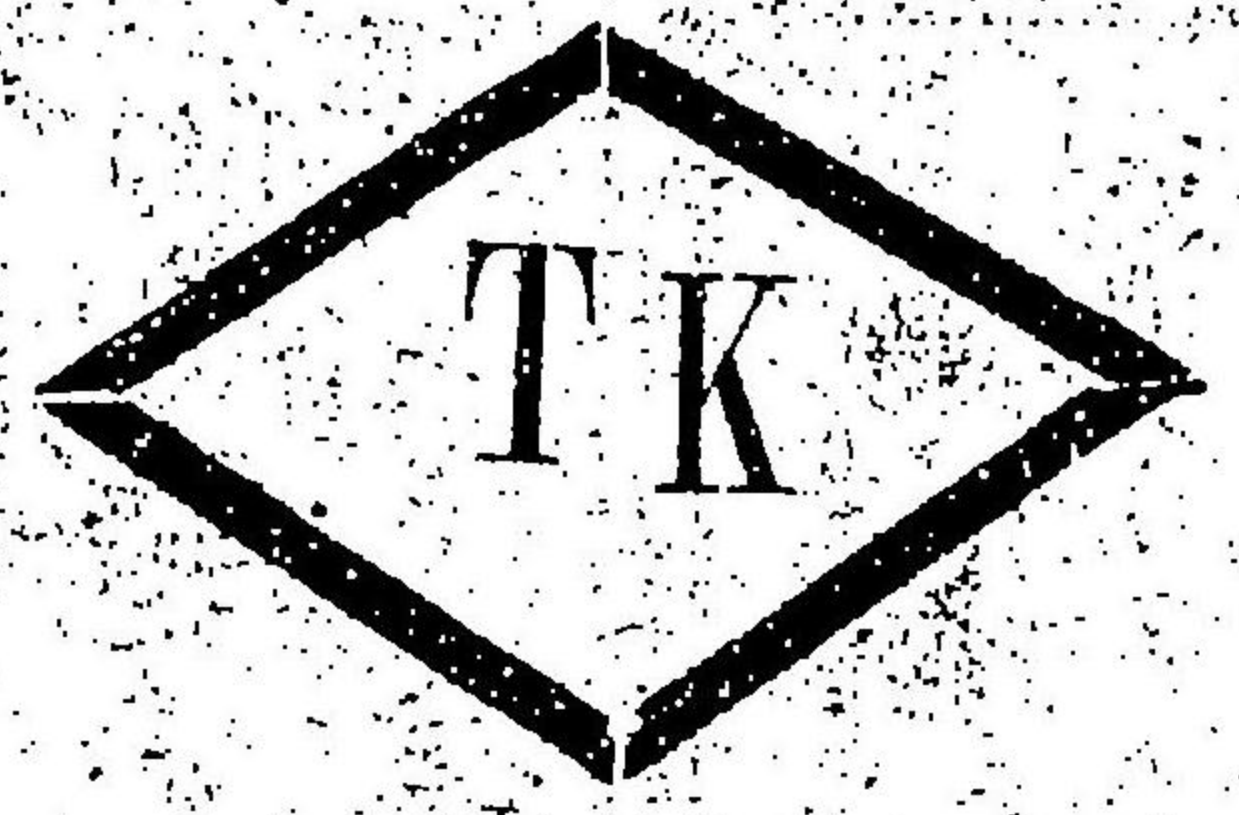
堀田淺治郎
芙蓉堂書店

16/12/35

所賣販次取菜之米渡

東京市神田區表神保町	同市 本郷區元富士町	同市 本郷區本郷六丁目	同市 小石川區同心町	同市 京橋區銀座二丁目	東京、横濱、大坂、神戸	横濱市松ヶ枝町
------------	------------	-------------	------------	-------------	-------------	---------

東京堂書店	盛春堂書店	岡崎屋書店	富美屋書店	服部書店	丸善書店	弘集堂書店	堀田淺治郎	芙蓉堂書店
-------	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	-------



清酒類
食料品
雜貨類

店商田駒

番三十二百五街ンポユテ港桑
(三十九百ユシツプ話電)

523 Dupont St., S. F. Tel. Bush 193.

後付ノ一

日本 西洋 食料御小間物賣藥等

桑港オツンマレル街三三五

卸賣 堂本商會

335 O'Farrell St., S. F.

●寫眞

桑港パツェル街百四十一番

内山寫眞店

電話ラック四三五

後任ノ二

●書籍雜誌類●

文學、文藝、語學、政事、法律、
經濟、哲學、社會、神史、其他何
でも有ります

雜從前の通り

ステベンソン街五三九半

書房 芙蓉堂

539 1/2 Stevenson St., S. F. Cal.

診察時間

午後一時ヨリ三時マテ
午後七時ヨリ九時マテ

米國 桑港ホスト街四〇七
日本 醫師 西片朝三

407 Post St., S. F.

診察時間

自午後一時至三時
自午後七時至九時

醫學得業士 松崎愛二

桑港デューボント街五〇五番

505 Dupont St., S. F. Tel. 4525.

診察時間

午後二時ヨリ三時 夜七時ヨリ九時迄

醫學士 橋本修吾

321 Powell St., S. F.

パツェル街三二番(ホスト街近ク)
電話セームス二二七

診察時間

午前九時ヨリ十一時迄
午後五時ヨリ九時迄

醫學士 立石植太郎

桑港デューボント街五百二番

502 Taylor St., S. F.
電話ラック二一九九

後任ノ三

JAPANESE TAILOR

No 499 Post St., S. F.

●新形洋服裁縫勉強



小生儀多年英國及本邦
に於て修得せる經驗と
練しを以て今般特別廉價
にて御注文に應じ候間何
卒御愛顧の程奉希上候也

(電話) ブラウン五九

前木裁縫店

米國桑港がスト街四〇九番

診察時間

午前自九時至十二時
午後自六時至九時

梅毒
注射療法
フ施ス
桑港
二街五〇九
藤徹
電話
三三三九

御菓子調進所

書籍 雜誌 小説
其他 學校用品 類

桑港、ハイン街五百三十二号

大坂屋

電話、Red 4819 5821 / Pine St., S. F.

●高等御下宿

桑港、ブッシュ街八四九

堀田

●新形洋服大勉強

桑港、ブッシュ街八四九(堀田方)

高橋裁縫所

Takahashi,
849 Bush St.,
San Francisco.

流行洋服
勉強強服
調製仕候



桑港、ハッセル街四二四

浅井洋服裁縫所

電話、ブラッック四六一四

後付之五

後付之四

Merchant Tailor

●新形洋服大勉強

桑港ナッパフェル街四〇九半

沼田洋服店

I. NUMATA

409 1/2 O'Farrell St.

San Francisco

流行男女洋服裁縫

米國桑港

アッソニエ街五〇六半

高木洋服店

Golden Rule Laundry.

(色特之所本)

一熟練の職工澤山あり
一品質を脆弱ならしめざる

事

一神速にして清淨良美御報

次第御伺可申候事

一代價低廉の事

桑港ラーキン街一〇〇二八

金門洗濯所

電話ラーキン一五九

家屋ハ美麗廣大ニシテ室數ハ四十五
アリ随テ如何ナル室ニテモ御好ミ次
第有之候向ホ又タ種々労働口等ノ御
周旋モ可致且ツ萬般ノ事ニ就キ懇切
ニ御盡力可致候

桑港市スタクトン街八一〇番半

(電話シヨニン二二二二)

旅館大磯屋

事

鈴木政吉

810 1/2 Stockton St., S. F.

(Tel. John 2121)

桑港ステーション街四百卅一

不知火本館

市内中央(電話)セシニ二三八一

431 Stevenson St., S. F.

Tel. Jessie 2381

桑港ブラナン街二百六十番半

不知火支館

日本波止場前(電話)二一六五一

260 1/2 Brannan St., S. F. Cal

Tel. James 1651

桑港ステーション街四百廿九

不知火掛持九州屋

◎九州屋は本館に接し此度障敷物及附屬品等

悉皆新調のものにて設備し食切及び上等客

室として市内隨一の評あり

主人 井木久次郎 敬白

後付ノ七

エヌビ一鐵道會社工夫募集並申込所

田舎労働口周旋所

食 本 目

散 髮

開業以來諸君の御愛顧に
依り日に増し繁榮致候に
有奉存候就ては室内に
ツリ諸道具等悉皆新調大
強仕候間何等上候御引
勉の程伏て奉願上候
立の強仕候間何等上候御引
エスビ工織道人夫候
其他労働者募集所
米國桑港セツン
四六五及び四六三

廣島 大勉強
廣島縣安佐郡三養村人

永本要藏

Y. YEMOTO
465-463 Jessie St.
S. F. Cal.

貸 問

日本風 建設
御座敷

會 席
日本御料理

桑港エリス街百十番
電話アラック三五〇六

小川亭

110. Ellis St., S. F.
Cal. U. S. A.

後付ノ九

日本御料理

桑港メーション街三二七

菊水

(電話グリーン二五五)

旅館 日光樓

桑港ステパenson街四二三

桑港パウエル街四二六

諸勞働口
周旋所

平野桂庵
(電話ブラック五〇七二)

日本東洋汽船會社
英國太平洋郵船會社
美國東西洋汽船會社

桑港横濱間乗船切符
一手取扱 扱人

石丸喜一
桑港メーション街二一七(電話ブッシュ四一八)
317 Mason St., S. F. Cal.

日米

在日米人の共同機關新聞

日米は桑港にて發刊する八頁の邦字日刊新聞なり
日米は北米カリホルニア洲を中心とし、南、墨西哥、
北、アラスカ、東、倫敦紐育より、西、布哇にも販
布せらるゝものなり
日米は内外人の官署會社若くは事業家に何等の關係を
有せざる獨立獨歩の新聞なり
日米は世界の近電、日本の近事及び各地の通信、加州
の内情を常に報じて漏すなし

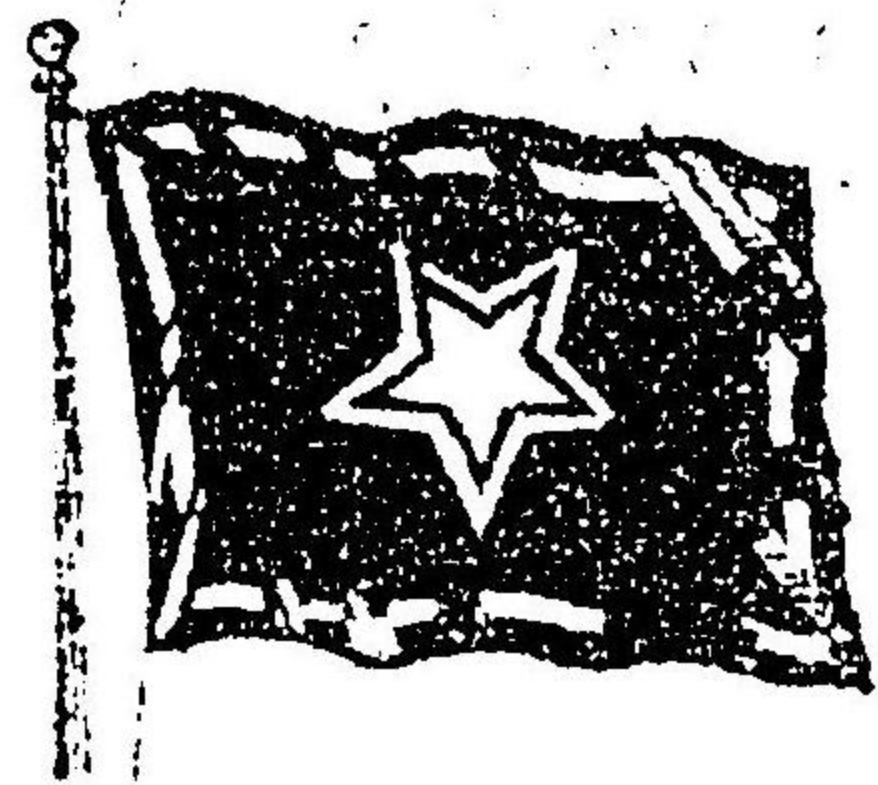
定價 一枚五仙 一月五十仙 (但米金)
半年二弗半 一年五弗 (前拂の事)

發行所 加州桑港 ヨールマン
ゲート街 一一二 日米社

THE JAPANESE AMERICAN.
112 Golden Gate Ave., S. F. Cal.

定期郵便汽船

37
260



ポトランドアジアチク汽船會社

汽船

東洋總代理人

香港 アランカメロン

支店 神戸市海岸通七番館
代理店 横濱市サニエルサニエル商會

インドラペリー號 四八九九噸
インドラフラ號 四八九九噸
インドラサマ號 五二〇〇噸

横濱市南仲通三丁目四十八番地

シーマン商會

神戸市相生町二丁目十一番地

特電六八二番

船客
貨物
申込所

伊東出張所
特電一三五〇番

年中
無休刊

外國に於ける

最大最古の邦

字日刊新聞なり

定價
壹ヶ月
六十五仙

新界新聞

及び

日曜の新界

定價
半年
參弗廿五仙

北米加州

桑港パウエル街

千十六番地

新世界新聞社

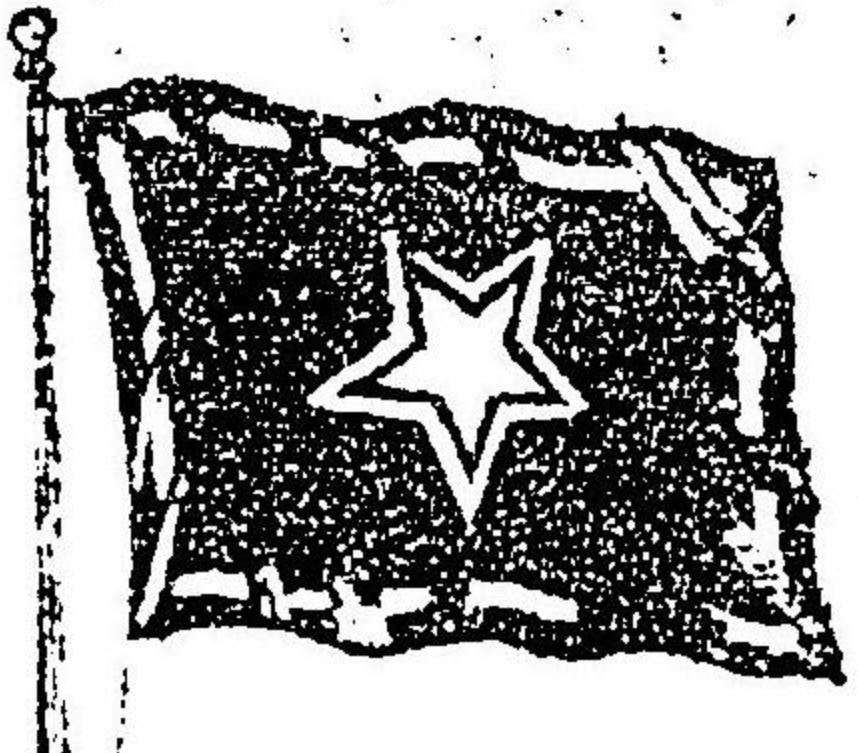
定價
壹ヶ月
六弗

No 1016 Powell st., S.F. Cal.,

後付ノ十二

37
260

定期郵便汽船



ポーターランドアジアック汽船會社

汽船

東洋總代理人

香港

アラシカメロン

支店 神戸市海岸通七番館

代理店 横濱市サニエルサニエル商會

インドラベリ一號 四八九九噸

インドラフラ號 四八九九噸

インドラヤマ號 五二〇〇噸

横濱市南仲通三丁目四十八番地

シーマン商會

特電六八二番

神戸市相生町二丁目十一番地

伊東出張所

特電一三五〇番

船客
貨物
申込所

年中
無休刊

外國に於ける

最大最古の邦

字日刊新聞なり

定價
壹ヶ月
六十五仙

新世新界新聞

及

日曜の新世新界

定價
半年
參弗廿五仙

北米加州

桑港パウエル街

千十六番地

新世界新聞社

定價
壹ヶ月
六弗

後付ノ十二

No 1016 Powell st., S.F. Cal.,

NICHI-BEIKINYUSHA

No. 524 Geary St., S. F. Cal.,

- 一貯蓄預金
- 一貸附金
- 一代金取立
- 一送金
- 一倉庫業
- 一兩替

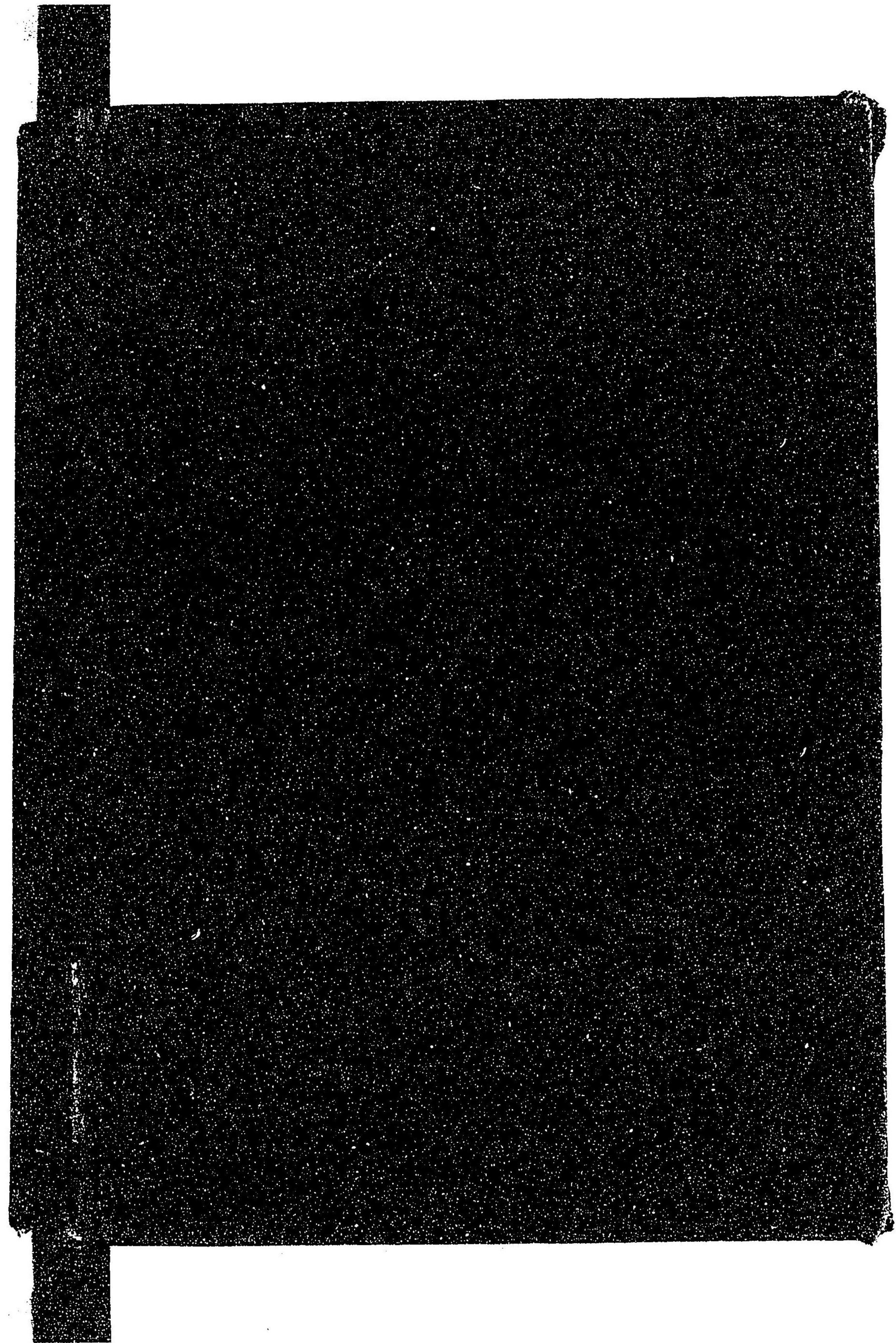
米國桑港市ゲアリー街五二四番

無限責任 日米金融社

主任 中村東吉

専ら確實懇切と迅速とを
旨と取扱可仕候間不拘
多少御取引奉願上候也

37
250



37
260

026920-000-2

37-260

渡米の葉

一柳 松庵 / 著

M35

ADG-0040



